

積立日常生活傷害補償保険

2023年10月改定

日新火災の傷害保険

こどもたちが
安心して
過ごせますように

困った時のお電話一本！

子どもの緊急医療相談・育児相談が無料で使える！

満期返れい金が戻ってくる！

保険料は月々1,980円～！

2億円まで スマホも新価で補償

ケガも！賠償責任も！携行品も！

熱中症やO-157等の特定感染症も補償！

※ジョイエ傷害保険キッズプランはペットネームです。正式名称は積立日常生活傷害補償保険です。

お子さま・ お孫さまを守る 安心の備え

JOY-e キッズ
傷害保険

部活中など
日常生活のケガも!



- ・部活中、スライディングした際に捻挫した。
- ・部活中、熱中症になり、入院した。

ケガによって1週間以上
入院した場合、10万円の
入院一時金をお支払い!

スマホなど携行品の
損害も新価で補償!

通学中にスマホを落として壊れ
てしまい、作動しなくなった。



O-157等の
特定感染症も
補償!

賠償責任も
2億円まで補償!

自転車で通学
中、歩行者に
ぶつかってし
まいケガをさせた。



お子さまが
行方不明になった場合、
搜索費用を補償!

満9歳未満のお子さまに限ります。



こどもが行方不明になってしまった。

親に万が一のことが
あった場合、お子さまの
育英費用を補償!

キッズスマイル
サポート

緊急医療相談・育児相談が
無料で受けられる!

提携先の専門家
が24時間365日
サポートします。



この保険の対象となる方について

この保険の対象となる方(被保険者本人)は、保険期間の末日において満23歳未満の方、または、学校教育法に定める学校(高等学校・大学・大学院・専修学校および各種学校等)の学生および生徒となります。



1

限度額2億円で高額賠償への備えも安心!

高額賠償への備えは大丈夫ですか?
交通事故全体に占める自転車事故の割合は年々増加しています!



自転車事故を起こした小5児童の母親に
約9,500万円の賠償命令
(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

2

携行品の損害を新価値で補償するので、修理・再購入が可能!

携行品とは

被保険者が住宅外で携行している身の回り品をいいます。



携行品は月日が経過するとその価値が減っていきます。



新価払

保険金は再購入に必要な金額でお支払いします。また、修理代から価値の減少分を差し引くことなく、実際の損害額をお支払いします。

(参考)時価払の場合

新価額から経過年数による価値の減少(使用による消耗)分を引いた時価額を基準にお支払いします。
⇒時価額しか補償されません。

※汚れ・キズ・塗料のはがれ等、機能に支障がない外観上の損傷については補償されません。

3

キッズスマイルサポートが無料で使える!

育児・子育てで困った時はお電話1本!!

赤ちゃんから学生まで、育児・子育てでの悩み事や、緊急時の医療のご相談に対して、医師・看護師・管理栄養士など専門スタッフによる電話相談サービスを無料でご提供し、ご契約者(法人は除きます。)およびそのご家族の子育てをサポートします。

一部予約制

育児カウンセラーによる

育児相談サービス

おねしょかが治らない…。

どうしたらいいの?



24時間・365日

一般健康・緊急医療相談サービス

夜中にこどもが発熱!

どうしたらいいの?



一部予約制

管理栄養士による

栄養相談サービス

こどもの好き嫌いが多くて困っている。



予約制

専門医による

専門医相談サービス

こどものアトピーが治らないから心配。



※本サービスは弊社提携先の東京海上日動メディカルサービス(株)を通じてご提供いたします。なお、本サービス内容は予告なく変更または終了する場合がありますので、ご了承ください。

成長に
合わせた

キッズ プラン



幼稚園プラン

こども検索費用も
ついて安心のプラン!

月2,000円未満!
リーズナブルプラン

嬉しい満期返れい金5万円!
スタンダードプラン

学生プラン

満期返れい金が充実!
長期補償プラン

ご契約タイプ

EE1

EE3

EE5

EE7

EH1

EH3

保険期間

3年

4年

5年

ケガの補償	死亡・後遺障害	250万円	100万円	250万円	500万円	180万円	100万円
	後遺障害追加支払	250万円	100万円	250万円	500万円	180万円	100万円
入院日額	2,000円	1,500円	2,400円	3,600円	1,500円	1,500円	
通院日額	2,000円	600円	1,000円	2,400円	1,000円	1,000円	
育英費用	165万円	165万円	113万円	234万円	165万円	237万円	
入院一時金	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
携行品損害 (自己負担額3,000円)	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	20万円	
こども検索費用	300万円	—	—	—	—	—	
個人賠責 責任	2億円	2億円	2億円	2億円	2億円	2億円	
保管物賠責 (自己負担額5,000円)	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
満期返れい金	50,000円	30,000円	50,000円	50,000円	75,000円	100,000円	
月払保険料	2,980円	1,980円	2,980円	3,980円	2,980円	2,980円	

(注1)すべてのプランに「特定感染症危険補償特約」がセットされます。

(注2)幼稚園プラン(EE1)は被保険者(補償の対象となる方)の年齢が保険期間の始期日時点で満6歳未満の方のみご契約いただけます。

(注3)団体扱・集団扱での契約をご希望の場合は、取扱代理店または弊社までご照会ください。

(注4)賠償責任を補償しないご契約タイプもあります。上記以外のご契約タイプについては、取扱代理店または弊社までご照会ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

*被保険者の続柄および同居・別居の別は、保険金支払事由発生時のものをいいます。

補償の種類

ケガの補償/育英費用
入院一時金/携行品損害

こども検索費用

賠償責任

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

本人(保険証券の本人欄に記載の方となります。)

保険契約者、お子さま^{※1}の親権者またはお子さま^{※1}の親族

- ①本人 ②配偶者^{※2} ③本人またはその配偶者の同居の親族^{※3}または別居の未婚^{※4}の子
- ④未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等
(本人が未成年者もしくは責任無能力者である場合または②③のいずれかに該当する被保険者が責任無能力者である場合。ただし、本人または責任無能力者に関する事故に限ります。)
- ⑤本人の親権者の同居の親族^{※3}または別居の未婚^{※4}の子(本人が未成年者である場合)

※1…親権者またはその配偶者と同居し、かつ、扶養されており、保険期間の末日時点で満9歳未満となる保険証券記載の被保険者をいいます。

※2…本人の配偶者をいいます。配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。以下同様とします。

※3…6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。ただし、配偶者を除きます。

※4…これまでに婚姻歴がないことをいいます。

口座振替をおすすめします!

保険料の払込方法

保険料は、口座振替または現金払で払い込むことができます。ただし、自動継続特約をセットする場合は口座振替のみとなります。現金払の場合は、保険期間が始まった後でも、取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご契約時に現金のご用意が不要です。



注意点

- *ご契約の際、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額などの保険金額・保険金の支払条件等を制限させていただくことがあります。
- *次のいずれかに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金額(他の傷害保険・積立保険・共済契約等の保険金額を含みます。)が1,000万円を超えるご契約のお申込みはできませんのでご注意ください。
 - ・被保険者(お子さま)の年齢が保険期間の始期日時点で満15歳未満の場合
 - ・保険契約者と被保険者が異なる契約において、被保険者(お子さま)の同意(署名)がない場合
- *死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いした場合は、その時点でご契約が終了しますので満期返れい金はお支払いしません。
- *自動継続特約(保険契約の自動継続に関する特約)がセットされているご契約においては、保険期間中に料率改定があった場合、次回の自動継続日(始期応当日)より、改定後の保険料率が適用されます。

補償の
重複について

ご契約にあたっては、育英費用・携行品損害および賠償責任の補償内容が同様の保険契約(傷害保険以外の保険契約にセットされる特約等や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

国内外において、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ^{*1}に対して、下記①～⑤の保険金をお支払いします。

①死亡保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、同一保険年度^{*2}内に生じた事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。

②後遺障害保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額×4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする保険金は、保険年度ごとに死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

③入院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に入院した場合に、180日を限度に、入院保険金日額×入院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

④手術保険金

ケガの治療のため、所定の手術を受けた場合に、次の計算式によって計算した金額を手術保険金としてお支払いします。

ア. 入院中に受けた手術の場合	イ. ア以外の手術の場合
手術保険金の額=入院保険金日額×10倍	手術保険金の額=入院保険金日額×5倍

ただし、1回の事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限ります。

⑤通院保険金

事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)した場合に、30日^{*3}を限度に、通院保険金日額×通院日数をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対してはお支払いしません。

こども特約(積立保険用)

後遺障害追加補償条項、育英費用補償条項および賠償責任危険補償条項がすべてセットされます。

【後遺障害追加補償条項】

後遺障害保険金を支払った場合で、事故の日からその日を含めて180日を経過し、かつ、被保険者が生存している場合に、支払った後遺障害保険金の額と同額を追加してお支払いします。

【育英費用補償条項】

国内外において急激かつ偶然な外来の事故によって、扶養者がケガを被り、その直接の結果として扶養不能状態^{*4}になった場合に、育英費用保険金額の全額をお支払いします。

※事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、または所定の後遺障害(両眼が失明したとき、咀しゃくおよび言語の機能を廃した状態など)に認定された場合をいいます。

【賠償責任危険補償条項】

国内外において被保険者がア. またはイ. の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金、争訟費用などを補償します。

ア.個人賠償責任

日常生活における偶然な事故または住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって他人の身体に障害を与えること、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、1回の事故につき保険金額を限度に保険金をお支払いします。

イ. 保管物賠償責任

他人からの借用財物を損壊、紛失または盗取されたことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に、自己負担額(1回の事故につき5,000円)を差し引いた額を、1回の事故につき10万円を限度に保険金をお支払いします。

示談交渉サービス付です。ただし、以下の場合は対象外です。

- ・国外で発生した事故の場合
- ・被保険者に対する訴訟が国外の裁判所に提起された場合
- ・損害賠償請求権者(被害者)またはその代理人が国内に所在しない場合

保険金をお支払いしない主な場合

- 疾病・心神喪失によるケガ(例えば、歩行中に脳疾患により意識を喪失し転倒したためケガをした場合など)
- 妊娠・出産・早産または流産を原因としたケガ
- 頸部症候群(いわゆるむちむち症)または腰痛などで医学的他覚所見のないケガ
- ピッケルなど登山用具を使用する山岳登はん、スカイダイビング、フリーカラーリング(スポーツカラーリング^{*4}を除きます。)などの危険な運動中および航空機操縦中のケガ
- オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ

など
※1 日射または熱射による熱中症状および有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※2 初年度については保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

※3 「通院保険金支払限度日数変更特約」がセットされ、90日となることがあります。

※4 登る壁の高さが5メートル以下のボルダリング、人工壁を登るリード、スピードをいいます。

■ 保険金は健康保険、労災保険、生命保険などとは関係なくお支払いします。

上記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ内容です。

- 扶養者の疾病、心神喪失によるケガ
- 扶養者が死亡または所定の後遺障害の状態となった時に、被保険者(こども)を扶養していない場合

ア.イ.共通

- 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任

ア.個人賠償責任

- 自動車、原動機付自転車、航空機、船舶および銃器等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任

イ. 保管物賠償責任

- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・機械的事故
- 自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

【保管物賠償責任の対象とならない主なもの】

通貨・預貯金証書・貴金属・自動車・原動機付自転車・動物・植物等の生物、建物、山岳登はん等の危険なスポーツを行つている間のその運動のための用具 など

■ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に弊社にご相談ください。弊社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いことがありますのでご注意ください。

■ 個人賠償責任危険補償対象外特約(こども特約用)がセットされたご契約タイプでは補償されません。

■ 事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、事故に係る損害賠償請求権者(被害者)は、優先的に保険金の支払を受けられる権利(先取特権)を取得します。保険金は、被保険者が賠償金をお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金

特定感染症危険補償特約

国内外において被保険者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の一類感染症、二類感染症または三類感染症等を発病した場合に、後遺障害保険金※、入院保険金または通院保険金をお支払いします。

※こども特約(積立保険用)の【後遺障害追加補償条項】に従い追加でお支払いする後遺障害保険金を含みます。

入院一時金支払特約(積立保険用)

ケガにより入院保険金が支払われる場合で、7日以上入院したときに、10万円をお支払いします。

携行品損害補償特約(新価払)

国内外において偶然な事故により携行品(被保険者が住宅外において携行する被保険者所有の身の回り品)に損害が生じた場合に、損害額※から自己負担額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた額を、保険年度ごとに保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、携行品1個、1組または1対につき10万円を限度(現金・乗車券・宿泊券などは5万円を限度)とします。

※損害額は新価額を基準に算出します。ただし、保険の対象が貴金属等の場合、時価額を基準に算出します。

こども検索費用保険金支払特約(幼稚園プランのみ)

お子さまが保険期間中に行方不明※になり、保険契約者、お子さまの親権者またはお子さまの親族が、行方不明者届提出後180日以内に負担したア.～ウ.の費用のうち社会通念上妥当と認められる費用に対して保険金をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は、保険期間を通じ、イ.の費用は100万円、ウ.の費用は50万円、かつ、ア.～ウ.の費用を合計して300万円を限度とします。

ア.ポスターまたはビラ等の作成もしくは新聞広告に関する費用

イ.お子さまの検索を警察以外で業として検索を行う機関または個人に依頼した場合の費用

ウ.検索に関連して発生した諸雑費。ただし、謝礼としての現金、商品券等は除きます。

※お子さまの所在が明らかでなく、「行方不明者発見活動に関する規則」(国家公安委員会規則)に定める「行方不明者届」が受理された場合をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合

●保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した場合(継続契約は除きます。)

など

前記基本補償の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ内容です。

●置き忘れ、紛失

●自然の消耗、劣化、変質、虫食いなどによる損害

●保険の対象である液体の流出

●汚れ、キズなど機能に支障がない外観上の損害

など

【補償の対象とならない主なもの】

預貯金証書(通帳・キャッシュカード)、クレジットカード、自動車、原動機付自転車、船舶、サーフボード、ウインドサーフィン、動物、植物、コンタクトレンズなど

■ 盗難の場合には、必ず警察署にお届けください。

●保険契約者、親権者または親族の故意または重大な過失によって発生した費用

●親権者がこどもを扶養していない場合

など

*被保険者がご契約者以外の方である場合において、被保険者になることを同意されていなかった場合等は、被保険者は、ご契約者または弊社に対し、この保険契約の解除(その被保険者に係る部分に限ります。)を求めるることができます。

*このパンフレットはごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、普通保険約款および特約をご参照いただきながら、取扱代理店または弊社にご照会ください。また、ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、契約申込書および重要事項説明書に記載しておりますのでご契約前に必ずご確認ください。

*この保険には、ご契約のお申込みの撤回または解除を申し出ができるクーリングオフ制度があります。ご契約の際には、重要事項説明書に記載のクーリングオフ制度の説明をご確認ください。

*弊社は、お預かりしたお客様の個人情報を、適切に取り扱うとともにその安全管理に努めています。重要事項説明書に記載の「お客様情報の取扱い」をご確認ください。

*保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までにお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、払込期日の翌日以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合がありますので、ご注意ください。

*保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますのでお確かめください(団体扱・集団扱を除きます。)。

*ご契約後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、お手数ですが弊社にご連絡ください。

*法人が積立型保険のご契約者となる場合は、自己資金でのご契約に限らせていただきます。

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・ご契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。

日新火災海上保険株式会社

事故のご連絡

日新火災事故受付センター

0120-232-233

24時間・365日

保険のご相談

日新火災
テレフォンサービスセンター

0120-718-268

9:00~18:00 (平日)
9:00~17:00 (土日祝)

各種お問合せ先

代理店・営業担当

●安心のトータルライフプランをお手伝い。お気軽にご用命ください。



<https://www.nishinfire.co.jp/contact>